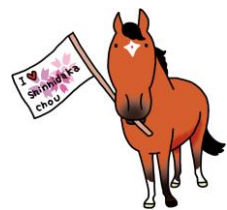


新ひだか町の奨学金返還支援の取組

返還支援型



新ひだか町について



新ひだか町は、北海道南東部・日振興局管内の中央に位置し、峰々が連なる日高山脈を背に、雄大な太平洋を望む、温暖で緑あふれる自然に恵まれたまちであると共に、日高地方の行政、産業、経済、そして文化の中核都市です。

また、道内では比較的温暖な気候に属し、冬の降雪量は少なく、寒い時期でも気温は-5度程度、夏の暑い時期でも21度前後と過ごしやすい地域です。

さらに、国内最大の軽種馬産地として全国的に知られており、競馬ファンに感動を与える数多くの名馬を輩出しています。近年では、ウォッカ、ロードカナロア、タイトルホルダーなどがG1競走を制覇し、引退後も種牡馬として活躍しています。



新ひだか町医療・福祉人材確保事業補助金

新ひだか町では、医療・福祉分野で働く方々が安心して働けるよう、町と事業者がそれぞれ1/2ずつ費用を負担し、対象者を助成する制度を設けています。

奨学金返還支援補助金

養成施設で専門知識を学ぶために奨学金を利用し返還を継続されている方が、町内の医療・福祉等の事業所に就職する場合、**月々の奨学金返還額**に対して助成を行います。

対象奨学金

- (1) 日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金及びそれにかかる利子
- (2) 国または地方公共団体が貸与する奨学金

補助対象従業員（以下すべての条件を満たす方）

- (1) 下記「対象資格」のいずれかをお持ちの方
医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、救急救命士
- (2) 養成施設を卒業した日から6年以内の方
- (3) 新ひだか町の事業所に正規職員として就職する方
- (4) 新ひだか町の住民基本台帳に記録され、町内を生活の本拠地としている方

補助対象事業者（以下すべての条件を満たす事業者）

- (1) 町内に、法に基づいて設置された事業所を有していること
- (2) 町税（法人町民税、固定資産税、住民税特別徴収分など）の滞納がないこと

その他の補助金

「人材確保対策補助金」「就職準備支援補助金」

詳細は下記ホームページをご覧ください。

ホームページ（詳細はこちら↓）

<https://www.shinhidaka-hokkaido.jp/hotnews/detail/00008782.html>

お問い合わせ先

新ひだか町役場 健康推進課管理係（保健福祉センター内）

電話：0146-49-2820 FAX：0146-43-2350

E-mail：kenkou_kanri@town.shinhidaka.lg.jp